

一般社団法人西日本泌尿器科学会 会費規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という）の定款第7条2項に基づき、定款第6条2項に定める正会員、特別会員又は賛助会員（以下「正会員等」という）が支払う会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会費）

会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

年額 1万円

(2) 特別会員

年額 8,000円

(3) 賛助会員

年額 1口2万円で1口以上

第3条（会費の納入）

- この法人に入会した正会員等は、その事業年度の会費をこの法人所定の方法に従って納入しなければならない。
- 正会員等は、毎事業年度の会費として、この法人所定の期日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

第4条（会費未納者に対する学会誌の送付）

- この法人は、会費未納者に対しては、この法人のホームページの会員ページへのアクセスを停止するとともに、その未納会費の年度に対応する学会誌を送らず、また、オンラインによる閲読を停止するものとする。
- この法人は、納付期限後に会費を納付した会員に対して、前項の措置を解除する。但し、納付日以前に一般発送済みの送付物はこれを送らないことを原則とする。

第5条（会費未納に伴う資格喪失）

- 定款第11条3号の会員資格喪失にかかる手続は以下の通りとする。
 - この法人の事務局（以下、単に「事務局」という）は、会費の連続未納の3年目にかかる事業年度終了（8月31日）に先立ち、十分な時間があると認める時期（同年2月を目途とする）において、当該未納会員に対し、未納会費を完済することを催告する。
 - 事務局は、連続未納の3年目にかかる事業年度終了（8月31日）までに会費を完済

しなかった会員の名簿を調製する。

- (3) 前号の未納会員は退会とする。この場合、退会日は連續未納3年目にかかる事業年度終了日（8月31日）とする。
 - (4) この法人は、前号の退会者について、退会日の次年度最初の理事会にて、その氏名と所属先を公表する。
- 2 この法人は、前項にもかかわらず、会費が連續2年にわたって未納となり、かつ、この法人に届け出られた全ての連絡手段によっても連絡がつかない会員（郵送物が返送される、電話およびメール連絡に対して応答がない者）に対して、連續未納2年目にかかる事業年度終了日（8月31日）をもって、前項第2号ないし第4号に準じた手続によって退会とすることができるものとする。
- 3 本条第1項又は前項により退会となった者は、未納分の支払義務を免れるものではなく、この法人への再入会を希望する場合は、通常の入会手続に加えて、退会に至った未納分の会費も納入しなければならない。

第6条（資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等）

- 1 正会員等が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 この法人は、正会員等が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

第7条（本規則の改定）

本規定は、社員総会の議を経て変更することができる。

附 則

この規則は、この法人の設立の登記の日（令和3年9月1日）から施行する。

変更履歴 令和4年11月3日